

報告第6号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和2年6月9日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 令和元年12月10日（火）16時40分頃、障がい支援区分認定調査対象者の自宅へ訪問する際、対象者の自宅場所が確認できず、当該場所（南風原町字津嘉山675-17レオパレスグレイかりゆしⅡ敷地内）で駐車待機。そこから対象者宅へ向かう際、車両左側にあったゴミ置き場の塀が確認できず、接触。車両左後下部とブロック塀を損傷させた。
- 4 損害賠償額 29,370円